

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年7月3日まで
② 昭和35年7月6日から37年12月1日まで
③ 昭和37年12月1日から39年2月1日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①から③までについて、昭和41年6月18日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和41年6月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理がなされおらず旧姓のままである上、オンライン記録においても平成16年3月9日まで氏名の変更処理がなされていないことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和39年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金の支給日前で、申立期間③より後の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が5回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間のみを請求し、支給日より近い2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月12日から39年2月5日まで
② 昭和39年6月4日から44年9月30日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①及び②について、昭和45年3月31日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無く、その頃は、身重な体で動きにくかったため、もし、そのような状況で脱退手当金を受け取りに行ったのであれば覚えているはずである。

以上のことから、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の3回の被保険者期間、並びに申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、「未請求となっている4回の被保険者期間の事業所に勤務していた当時、自分が厚生年金保険に加入していることを知っていた。」と供述しており、申立人が6回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

また、申立期間①及び②の間にある被保険者期間は、申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されている上、申立人の6回の被保険者期間に係る事業所は全て同一社会保険事務所(当時)管轄であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる全ての女性従業員6人

のうち、脱退手当金の受給資格がある者は、昭和44年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した2人（申立人を含む。）であり、このうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

私は、短期大学を卒業後、平成3年4月に就職したが、勤務先から「3か月は臨時雇いなので年金には加入していない。」と聞いたので、母親に相談したところ、母親は、「申立期間の国民年金保険料は納付している。」とっていた。

また、私は、平成3年7月から共済組合に加入していたが、7年6月に退職した後、国民年金の加入手続のために市町村役場へ行った時、年金の担当者に申立期間の国民年金保険料が納付されていることを確認した。

以上のとおり、申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月10日に払い出されていることが確認できるところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、3年4月1日付け及び7年7月1日付け国民年金被保険者資格取得届、3年7月1日付け同資格喪失届並びに7年9月28日付け国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更届が同年11月2日に受付されていることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、前述の届出が行われた時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうか

がわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月、同年10月から48年3月までの期間、55年10月から56年1月までの期間、60年10月から61年1月までの期間、平成11年11月から12年4月までの期間及び同年9月から13年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月
② 昭和46年10月から48年3月まで
③ 昭和55年10月から56年1月まで
④ 昭和60年10月から61年1月まで
⑤ 平成11年11月から12年4月まで
⑥ 平成12年9月から13年5月まで

私は、昭和46年10月頃、勤務していた会社を退職し、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②については、県外で居住していた私に代わって父親が国民年金保険料を納付してくれており、私が実家に戻った際、父親から領収書を受領した。

申立期間③から⑥までについては、私が郵送された納付書を使用して金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間⑥の保険料について、金融機関で納付しようとした際に、一度だけ、納付書の使用期限が過ぎていたため、金融機関では納付できず、A地点近くのビルの一階にあった社会保険事務所（当時）の窓口で納付したことを記憶している。

以上のとおり、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについて、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、制度上、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは平成9年1月1日以降である。このため、申立期間当時、保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は、父親が納付してくれていた。」と供述しており、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況について確認することができない上、申立人が、申立期間①及び②の保険料納付について証言できる者として挙げている申立人の姉(長女)からは、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

- 2 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「厚生年金保険から国民年金への切替手続は行った記憶が無い。」と供述しているところ、オンライン記録によると、i) 申立人は、平成11年11月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、同日以降に、申立人に対し、国民年金被保険者の資格の取得勧奨が行われ、12年11月21日付けで「未加入期間国年適用勧奨」に係る未適用者一覧表が作成されていることが確認できること、ii) 申立人は、12年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、12年11月21日付けで「第1号・第3号被保険者取得勧奨」に係る対象者一覧表が作成されていることが確認できること、iii) 13年2月22日付けで申立期間⑤に係る国民年金被保険者期間の記録が追加されていることが確認できることから、行政側により、職権で国民年金被保険者の資格を取得させた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、「未納期間の国民年金保険料を遡って納付したり、まとめて保険料を納付した記憶は無く、その都度納付していた。」と供述しているものの、申立期間⑤は、前述のとおり、当時、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人の供述内容は当時の周辺事情と符合しない。

さらに、申立期間⑥に係る国民年金保険料について、申立人は、「一度だけ、国民年金保険料の納付書の使用期限が過ぎていたため、A地点近くのビルの一階にあった社会保険事務所の窓口で納付したことを記憶している。」と供述しているところ、申立人が記憶する社会保険事務所とは、当時、A地点近くに所在した年金相談センターであることがうかがえるが、日本年金機構B事務センターは、「年金相談センターの職員には分任収入官吏の発令をしていないので、同センターの職員は国民年金保険料を収納することはできない。」旨回答しており、申立人の供述内容には不自然な点がみられる。

- 3 上記1及び2に加えて、申立期間は六つの期間であり、合計42か月に及んでおり、これだけの回数及び期間にわたり、市町村役場及び社会保険事務所において事務的過誤が繰り返し生じたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 15 年生まれであることから、国民年金保険料と厚生年金保険料を合わせて 39 年間納付すれば満額の年金額を受け取ることができると、A社に勤務している当時に近隣の住人から聞いていたので、同社を退社後、44 年 8 月に国民年金に加入し、満額の年金額を受け取ることができるよう 65 歳まで国民年金保険料を支払っていた。しかし、65 歳の時、社会保険事務所（当時）に行くと、脱退手当金が受給済みであるので、満額の年金額を受け取るには期間が 3 年間足りないと言われた。

また、日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」においても脱退手当金を受け取っていることとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 44 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ

ると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、「私は、昭和 15 年生まれであることから、国民年金保険料と厚生年金保険料を合わせて 39 年間納付すれば、満額の年金額を受け取ることができると、A 社に勤務している当時に近隣の住人から聞いていたので、満額の年金額を受け取ることができるように 65 歳まで国民年金保険料を支払っていた。」と供述しているところ、これは、昭和 61 年 4 月から施行されている国民年金法における老齢基礎年金の年金額の計算方法であることから、申立期間当時に近隣の住人から聞いたとする申立人の供述内容とは符合しない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 13 日から 45 年 7 月 21 日まで
社会保険庁(当時)から送付された平成 17 年 8 月 15 日付けの年金加入記録によると、申立期間について、昭和 45 年 9 月 18 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和45年7月21日)の前後2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した13人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む7人について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち6人が資格喪失後約3か月以内に支給決定されていることが確認できる上、このうち連絡が取れた同僚は、「脱退手当金の請求手続は、会社にしてもらった。」と回答していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す記載として、申立人の「給・脱」欄の「脱」が丸印で囲まれていることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで
日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間について、昭和 50 年 11 月 14 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印があるとともに、「¥58929」と記載されており、その金額は、オンライン記録の脱退手当金支給額と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和50年11月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社において、昭和42年6月1日から53年5月31日までに被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む5人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることから、当時、同社では、脱退手当金の請求手続を行っていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、「当時、経理事務等を担当していた事務員は既に亡くなっているが、もう一人の事務員と上司にも照会してほしい。」と申し立てているところ、当時、労務管理等を行っていた上司は、「私は、脱退手当金の事務は行っていなかったの、具体的な内容は分からない。」と供述しており、当時の事務員は、「私は、社会保険の事務は担当しておらず、脱退手当金につい

ては全く分からない。」と供述している上、B社は、「当時のA社における脱退手当金の取扱いについては不明である。」と回答している。

加えて、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 15 日から 41 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月 30 日に A 事業所（当時）を退職し、その後すぐに B 社に入社した。日本年金機構の記録では、昭和 43 年 3 月 5 日に脱退手当金が支払われたこととされているが、その頃は、子育てが忙しく脱退手当金の請求手続はできなかったはずであり、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

以上のことから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所である A 事業所を管轄していた社会保険事務所（当時）には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されており、当該書類の氏名欄は全て申立人の旧姓が記載されているところ、i) 「脱退手当金裁定請求書」の住所欄には、申立人の婚姻先の住所地及び「C 方」と記載されているとともに、当該請求書には、「42. 12. 5 D 社会保険事務所」の受付印が押されていること、ii) 当該請求書の裏面に当たる「退職所得の受給に関する申告書」の下部には、「E 都道府県 F 金融機関」の記載があり、脱退手当金支給調書には、「小切手交付済 43. 3. 5」の押印があることが確認できることから、当該請求書は D 社会保険事務所（当時）で受付され、裁定を行った当該社会保険事務所は、当時の主な支給方法である金融機関の隔地払い（通知払い）によって、申立人の婚姻先住所地における最寄りの F 金融機関（現在は、G 金融機関）に脱退手当金を送金したものと推認できる。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。